

障害者自立支援法の見直しに関する意見

平成 20年 10月 31日

厚生労働省障害保健福祉部企画課 御中

郵便番号: 〒460 0003

住所: 名古屋市中区一丁目 16 - 13

チサンマンション錦 1102 号室

氏名(注1)

特定非営利活動法人

全国要約筆記問題研究会 理事長 三宅初穂

電話番号: 052-218-9120

電子メールアドレス: zenyouken@miracle.ocn.ne.jp

項目(注2)

相談支援	地域における自立した生活のための支援	地域生活支援、就労		
支援等)	障害児支援	障害者の範囲	利用者負担	報酬
その他(				

内容

障害者自立支援法施行以来、障害当事者や家族、支援者の不安と不満は増幅するばかりで、緊急措置はとられたものの、不安の解消には遠いものがあります。誰でもが自分らしく生きられる社会の構築には、障害者自立支援法の抜本的な見直しが必要だと私たちは考えます。現行法の見直しであっても、可能な限り法の枠を超えた論議に耳を傾け、真に障害者の自立支援になるような改正を図られることを切に願っています。

そのためには、国は本法の施行後の十分な検証を行い、法施行により苦しい状況を余儀なくされた障害当事者、家族、支援者の実情と思いを真摯に受け止めた見直しをしてほしいものです。

また、障害者権利条約に盛り込まれた「合理的配慮義務」「インクルージョン」等のキーワードに示される理念を具現化することを想定した見直しの視点も重要でしょう。障害の程度や認定基準と福祉サービスに関しては、現在の国内法は条約との整合性を考えれば改正の最重要課題であると思います。

当会は、要約筆記や字幕による文字情報の提供を進め、聴覚障害者にとっての音声情報バリアフリー社会の構築を目指しています。この点で今回の意見は地域生活支援事業のコミュニケーション支援事業に限られた観は否めませんが、あらゆる障害者にとって少しでも良い見直しになることを願っていることは言うまでもありません。

## 記

### 1 地域生活支援事業の予算措置について

コミュニケーション支援事業における要約筆記者派遣事業は、単に聴覚障害者の社会参加という点にとどまるものではなく、聴覚障害者の権利擁護としての文字による通訳提供であるといえます。地域の特性に応じて柔軟な事業実施は望まれるところですが、現状では、自治体により大きな地域格差が生まれています。

市町村での派遣事業を必須とする以上、予算面での裏付けは不可欠です。地域生活支援事業は統合補助金によるとされますが、自治体の財政力も勘案し、自治体間格差を回避するよう、国は責任を持って財源保障を行うべきだと考えます。地域生活支援事業の財源を安定的に確保するために国庫補助の配分を見直してください。

### 2 コミュニケーション支援事業の費用負担について

要約筆記を利用するのは、主に手話を言語として使うことのない中途失聴・難聴者といわれています。話ができるということで、一対一の場合には筆談での対応も可能です。しかし、要約筆記を利用する場合の利用者はコミュニケーションをとる双方です。コミュニケーション支援は聴覚障害者だけが利用するものではありません。聴覚障害者に講演する講師、説明責任を持つ医師や行政の窓口担当、聴覚障害者を交えた会議の参加者、だれも聴覚障害者に自分の発言を伝えるのに要約筆記を利用します。

その意味で、コミュニケーション支援は社会全体で負担すべきものなのであり、社会資源として自治体の必須事業に位置付けた大きな意義を考えれば、費用負担を利用者に求めることは不適切といわざるを得ません。コミュニケーション支援事業における費用負担が生じないことを明記してください。

### 3 市町村におけるコミュニケーション支援事業について

身近な市町村でコミュニケーション支援事業が展開され、音声情報から疎外されがちな聴覚障害者にとっての権利保障が一步前進したことは喜ばしいことです。

しかし、必須事業に位置付けられたものの、その実施率の低さからは、十分な手当てのないままに市町村での派遣事業だけを必須事業とした課題は残るだろうと思います。問題となる未実施の市町村に居住する聴覚障害者が利用できない状況は、直ちに解消しなくてはなりません。

市町村実施が困難な場合の都道府県事業での補完的な方法も含め、すべての市町村で要約筆記者派遣事業が実施可能となるよう環境整備を図ってください。

### 4 都道府県のコミュニケーション支援事業について

聴覚障害者が音声情報から疎外される状況は多々ありますが、要約筆記事業は社会福祉法による第2種社会福祉事業に位置づけられており、聴覚障害者の権利を擁護するための技術を持った要約筆記者の派遣である必要があります。

当会には裁判員制度の開始をまえに、要約筆記者の質や量の問い合わせも増えています。専門性を持つ要約筆記者の養成は早急に取り組むべき課題です。奉仕員事業が社会参加促進事業として位置づけられるのとは別の手当てがないとこの問題は解消しません。

市町村で要約筆記者派遣事業が必須事業とされている以上、その担い手である要約筆記者の養成は急務です。都道府県の必須事業として専門性を持つ要約筆記者養成を位置付けてください。